

文部科学省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 文部科学省及び文化庁の任務及び所掌事務の改正

一 文部科学省及び文化庁の任務のうち文化に係る部分を「文化に関する施策の総合的な推進」に改めることとする事。

(第三条及び第十八条関係)

二 文部科学省及び文化庁の所掌事務に、次の事務を追加するとともに、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務をつかさどることとする事。

(第四条及び第十九条関係)

1 文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

2 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

三 文化審議会が調査審議する事項に、一及び二に関する事項を追加する事。

(第二十一条関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、平成三十年十月一日から施行する事。

(附則関係)

二 その他所要の規定の整備を行う事。